

マイナンバーカードの特急発行について

令和 5 年 6 月 9 日に一部改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）」のうち、「マイナンバーカード（以下「カード」という。）」の交付を速やかに受ける必要がある者が、市町村を經由せず地方公共団体情報システム機構からカードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる規定が、本年 1 2 月 2 日から施行されることに伴い、新生児やカード紛失時等、特定の要件を満たしたかたを対象に速やかにカードの交付を実現する仕組み（いわゆる特急発行）が開始されます。

1 開始日

令和 6 年 1 2 月 2 日（月）の申請分から

2 対象者（特定の要件を満たしたかた）

No.	特定の要件	備考
1	1 歳未満のかた	・ 出生届と同時申請可能 ・ <u>顔写真不要（※）</u>
2	国外から転入するかた	
3	カードを紛失し再発行を申請するかた	・ 手数料あり （本人の責めによらない場合は無料）
4	住民票に新たに記載されたかた	
5	中長期在留者のかた	
6	カードが失効し再発行を申請するかた	・ 手数料あり （本人の責めによらない場合は無料）
7	カードが焼失若しくは著しく損傷、または機能が損なわれ再発行を申請するかた	・ 手数料あり （本人の責めによらない場合は無料）
8	追記欄の余白がなくなったかた	
9	刑事施設等に収容されていたかた	

※ 1 2 月 2 日以降に申請された 1 歳未満のかたのカードは、全て顔写真なしのカードとなる。

3 送付見込み

申請日から原則 1 週間以内（最短 5 日）にカードを送付

4 特急発行手数料（No. 3、6、7）

1 件 1, 8 0 0 円（電子証明書の同時発行時 2, 0 0 0 円）